



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ推進ニュース — 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

09年改定に向けて、自治体への働きかけを具体化し取り組みを強めよう!

居宅系9事業について審議 次回から施設系サービスの審議が開始

○ 社会保障審議会介護保険給付費分科会（第58回）が開催（2008年11月14日）

「介護給付費分科会」が11月14日に開催され、前回の会合から個別具体的サービスの検討が開始されましたが、引き続き居宅系サービスの改定に向けた議論が行われました。

前回と今回の会合で、居宅系サービスの審議は終了となり、次回から施設系サービスの検討が行われる予定です。本分科会の模様は全4回に渡って紹介します。

「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」について意見交換 政府の方針（諮問）に沿って検討（答申）するのが「介護給付費分科会の役割」

冒頭、10月30日に政府・与党が決めた09年介護報酬を3.0%引き上げる方針「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」について、大澤総務課長から説明があり、介護給付費分科会で議論している最中にも関わらず、政府から打診も説明もなく方針を決め公表したことに対して複数の委員から批判が相次ぎ、大森座長は、3.0%と所要額1,200億円が出てきた根拠、介護給付費分科会はどのような立場で議論する所なのかと、説明を求めました。

意見に対し大澤総務課長は、給付費分科会の役割について、「介護報酬の改定率は、政府が予算編成課程で決定する。給付費分科会は政府が示した改定率の枠内でサービスごとの単位数を検討することが役割である」とした上で、厚生労働大臣が社会保障審議会に諮問し、介護給付費分科会が答申をすることを、介護保険法の条項を示しながら説明しました。3%の根拠については、「06年改定以降の賃上げ率や物件費を加味した上昇分が1%弱で、処遇改善を目指すことでそれを上回る額として3%を政府・与党が決めた」と説明しました。

06年改定の際は、介護給付費分科会での審議後に改定率が出ており、今回の改定率の決定方法等に納得のいかない三上裕司委員（日本医師会常任理事）、川合秀治委員（全国老人保健施設協会会長）、武久洋三委員（日本慢性期医療協会会長）は連名で「平成21年4月介護報酬改定にあたっての提言」を提出し、三上委員が説明しました。具体的には、「介護事業経営実態調査等の結果を参考にしながら、建設的議論を行い意見が取りまとめられるものと理解していたが、本分科会での議論の最中に、まったく別次元から介護報酬改定率が公然と公表され、あたかも既成事実のように報道されている事に対し、強い失望を感じる。本分科会の意義は何か。いま一度確認を求めるとともに、介護保険制度の崇高な理念に立ち帰り、持続可能な介護保険制度の将来を議論するにふさわしい場としての、本分科会の在り方を求めるものである」と、問題点を指摘しました。その他、再三指摘してきたにも関わらず、分科会が開催される前に情報がマスコミ等に漏洩し続けていることに対して、改めて厚労省の情報管理の在り方について苦言を呈し、再発防止を強く求めました。



介護報酬改定に向けて、居宅サービス8事業について審議 ①

【 特定施設入居者生活介護 】

厚労省より【現状について】「入居者の約 4 割は、病院や老人保険施設からの入居者であり、一定の医療ニーズが存在することが見込まれる。看護・介護職員（常勤換算）1 人当たり利用者数は 2.4 人で他の施設（特養 2.3 人、老健 2.4 人、介護療養型 1.9 人）より多い。介護職員の賃金水準は施設サービスと比較して概ね低い。介護福祉士の資格取得者は約 2 割」等の説明を受けました。

【報酬・基準に関する論点】として、「人員配置基準等に基づく介護報酬のほか、手厚い人員配置による介護サービスの費用等については、利用者の負担とすることができる。介護従事者対策や医療と介護の連携等が求められていることに鑑み、他のサービスの議論の動向や特殊性を踏まえながら検討することが必要ではないか」ということが提案され、以下の意見が出されました。

○森田参考人（代理・兵庫県国民健康保険団体連合会）「高専賃などが対象であるが、あまり利用されず、総量規制もありなかなか増えない。公営住宅や賃貸住宅の一部を特定施設として指定できるようにするとかの工夫はできないのか」

○堀田聡子委員（東京大学社会科学研究所特任准教授）「特定施設は離職率がトップレベルで対策が必要」

【 福祉用具 】

厚労省より【現状について】「介護予防を含む販売の給付費は、平成 17 年度をピークに平成 18 年度は過去 2 番目の低い水準となった。レンタル価格の分布は、同一製品では過大な価格差はみられないものの、非常に高額になるケース等（はずれ値）が一部存在する。はずれ値は、請求ミス、不当な請求も考えられるが、その理由の把握や必要に応じて指導の仕組みの検討が必要」等の説明を受けました。

【保険給付についての対応案】として、（1）介護保険改定に伴うシステムの改修の際に、都道府県、市町村に対策の推進を支援するとし、「①国保連合会介護給付費適正化システム等を活用し、製品毎等の貸与価格の分布状況を把握、分析し、公表することを可能とする」「②市町村が利用者へ送付する介護給付費通知において、現に要している福祉用具貸与の価格情報に加え、同一製品の価格幅や価格幅以外であるもの等を通知することを可能にする」、（2）貸与種目と販売種目の整理等の保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、福祉用具貸与事業所による訪問、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について、早急に調査研究を行うとともに、福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会について、引き続き議論・検討を行う」ということが提案され、以下の意見が出されました。

○勝田登志子委員（認知症の人と家族の会副代表理事）「福祉用具の利用者は認知症が多く、事業者所に対する認知症研修制度の検討が必要」

○石田参考人（代理・全国市長会）「高額な用具には上限を設けるべき。例えば1万円程度の杖は定価を大幅に上回り6年間で36万円のレンタル費用となる。手すりも同様に66万円が100万円以上になる。価格給付費の適正化を行い是正が必要」

○小島茂委員（日本労働組合総連合会総合政策局長）「福祉用具はメンテナンスにコストがかかっており、さらに専門職が訪問をしているため、価格だけで評価をしないように」

○村川浩一委員（日本社会事業大学教授）「公定価格、参照価格を設定することが必要。はずれ値の事業所はイエローカードではなく、レッドカードを」

○沖藤典子委員（作家）「メンテナンス、アフターケアなど、利用に関する条項の検討を」

（次号②に続く）

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp